TOTO

施工説明書

# スリムタイプC（埋込あり）

製品の機能が十分に発揮されるように、この施工説明書の内容にそって正しく取り付けてください。
取り付け後は、お客様にご使用方法を十分にご説明ください。
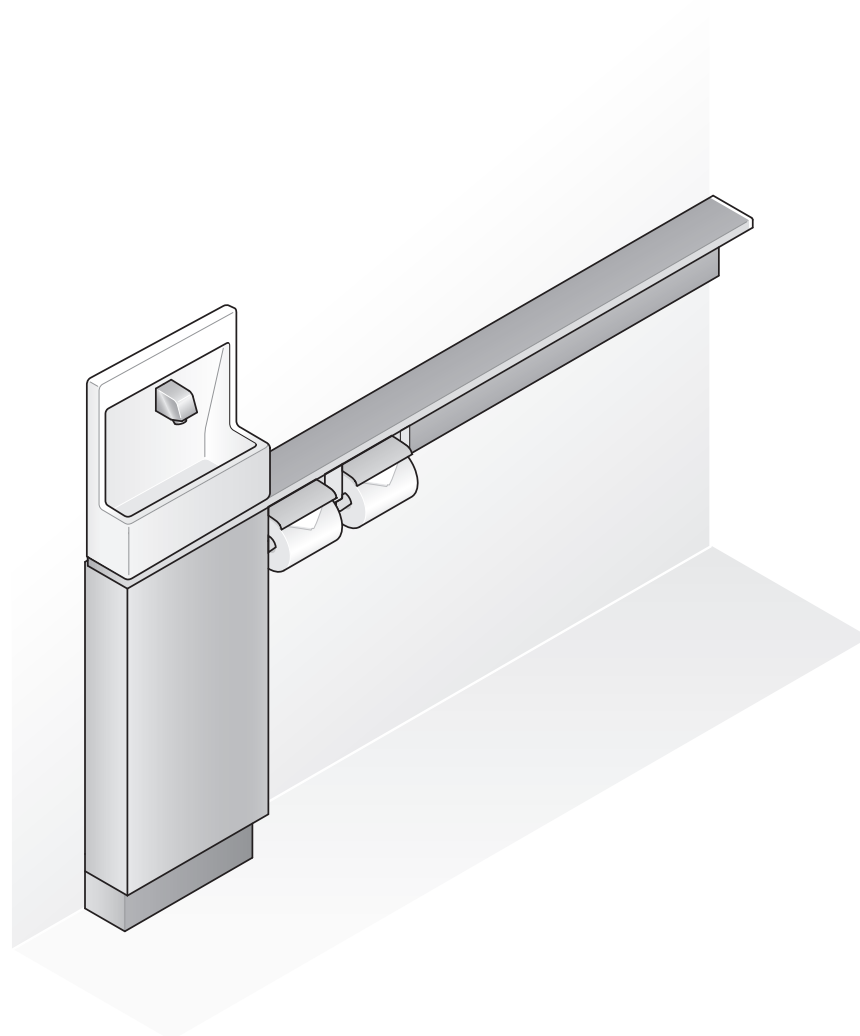
## 工事店様へ

■取扱説明書の最終ページの保証書に、必要事項を記入のうえ、必ずお客様にお渡しください。
　お渡しできない場合は、目立つ場所に置いてください。
■止水栓に同梱されている開閉工具を止水栓にかけておいてください。
■新築などでお客様に引き渡すまでに時間があるときは、電源プラグを抜いておいてください。

# 安全に関するご注意 安全のために必ずお守りください。

お取り付け、ご使用前にこの「安全に関するご注意」をよくお読みの上、正しくお取り付け、お使いください。
この説明書では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな表示をしています。その表示と意味はつぎのようになっています。

警告　誤った取り扱いをすると、「死亡又は重傷を負う可能性が想定される」内容です。

注意　誤った取り扱いをすると、「人が傷害を負う可能性及び物質的損害の発生が想定される」内容です。

してはいけない「禁止」の内容です。

必ず実行していただく「強制」の内容です。
「必ず守る」を示しています。

##  警告

水場使用禁止

**浴室など水がかかったり湿気の多い場所には設置しない**
製品本体・ねじ類の腐食により、落下してけがやときに死亡の原因となります。

分解禁止

**修理技術者以外の人は絶対に分解したり、修理・改造は行わない（自動水栓・電気温水器）**
火災や感電の原因となります。

禁止

**屋外および傾斜のあるような壁面、振動の激しい場所には取り付けない**
取り付けが不安定になり、落下してけがやときに死亡の原因となります。

**コードを乱暴に扱ったり、ガタついているコンセントは使わない（自動水栓・電気温水器）**
火災や感電の原因となります。

**水道水および飲用可能な井戸水（地下水）以外は使用しない**
皮膚の炎症などを起こす原因となります。

**交流100V以外では使用しない（自動水栓・電気温水器）**
火災の原因となります。

**器具取り付け用のねじ固定部の壁裏には、配管・配線をしない**
火災や感電の原因となります。
水漏れして家財などをぬらす財産損害発生の原因となります。

**給水位置や露出された排水管の真下部に電源コンセントを設置しない（自動水栓・電気温水器）**
結露水などにより、電源コンセントに水がかかり、火災や感電の原因となります。

**電源プラグやコードが傷んだりコンセントの差し込みがゆるいままで使用しない（自動水栓・電気温水器）**
火災や感電の原因となります。

アース接地

**アース（D種接地）工事を行う（自動水栓・電気温水器）**
火災や感電の原因となります。

必ず守る

**製品の取り付け位置には壁裏に補強する**
取り付け物の転倒、落下によりけがの原因となります。

**取り付け面がタイル・コンクリート壁の場合は、コンクリート用プラグ（現場手配）を使用する**
取り付けが不安定になり、落下によりけがやときに死亡の原因となります。

**柱・間柱は腐食などで強度不足でないことを確認する**
取り付け物の転倒、落下によりけがやときに死亡の原因となります。

**機器の設置は専門業者が行う**
**また、電気工事は関連する法令・法規に従って有資格者（電気工事士）が行う**
火災や感電・水漏れし家財などをぬらす財産損害発生の原因となります。

##      注意

禁止

**製品に強い力や衝撃を与えない**
製品が破損し、故障の原因となります。

**止水栓を開けたままで給水フィルターをはずさない**
水が噴き出し、家財などをぬらす財産損害発生の原因となります。

必ず守る

**キャビネットは壁への固定が完了するまで、十分注意する**
倒れやすく、けがの原因となります。

**工事完了後、手洗器・カウンター・キャビネットの固定にガタつき・扉の傾き・丁番のゆるみがないか確認する**
倒れやすく、けがの原因となります。

**設置工事に使用する部材は必ず付属部品および指定部品を使用する**
取り付けが不安定になり、使用中に落下してけがの原因となります。

**給水フィルター・給水フィルター付水抜栓を取り付けるときは確実に締める**
水漏れして家財などをぬらす財産損害発生の原因となります。

**工事完了後、給排水管などから水漏れがないか確認する**
水漏れすると家財などをぬらす財産損害発生の原因となります。

**凍結のおそれがある地域では、凍結防止工事を行う**
凍結すると器具の一部が破損し水漏れして家財などをぬらす財産損害発生の原因となります。